

## 〔経営の健全性の状況のうち、流動性に係る健全性を判断するための基準に係る事項<定性的開示事項>〕

### (流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項【連結・単体】)

#### 1. 時系列における流動性カバレッジ比率の変動に関する事項

主に「適格流動資産の合計額」が減少したことなどから、連結流動性カバレッジ比率は前四半期比6.8ポイント低下の125.1%、単体流動性カバレッジ比率は前四半期比7.1ポイント低下の127.2%となりました。

#### 2. 流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項

流動性カバレッジ比率の水準につきましては、当四半期、前四半期ともに最低水準を上回っており懸念はありません。

#### 3. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項

算入可能適格流動資産は、主に日本国債や日銀預け金等で構成されており、構成に著しい変動はありません。

なお、負債合計額の5%以上を占める円以外の通貨として「米ドル」が該当しますが、当該通貨における算入可能適格流動資産の合計額と純資金流出額の間著しい通貨のミスマッチはございません。

#### 4. その他流動性カバレッジ比率に関する事項

- (1) 流動性カバレッジ比率告示第29条に定める「適格オペレーショナル預金に係る特例」は適用していません。
- (2) 流動性カバレッジ比率告示第38条に定める「シナリオ法による時価変動時所要追加担保額」は適用していません。
- (3) 流動性カバレッジ比率告示第53条に定める「その他偶発事象に係る資金流出額」において、重要な項目はありません。
- (4) 流動性カバレッジ比率告示第60条に定める「その他契約に基づく資金流出額」、及び同第73条に定める「その他契約に基づく資金流入額」において、連結流動性カバレッジ比率の算出にあたり、連結子法人等については、当該子会社が保有する算入可能適格流動資産は零、また流動負債は全額資金流出するとみなして「その他契約に基づく資金流出額」に計上しております。
- (5) 流動性カバレッジ比率は、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針「Ⅱ-2-6-2」に定める「近似LCR」をもとに開示しております。このため、安定・準安定預金の判定、リテール・ホールセールの判定を行う属性データ等は前月末データを継続使用するなど、簡便的な計算をしております。